

学校図書館法の一部を改正する法律案 新旧対照表
 ○学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（学校司書）</p> <p>第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>（設置者の任務）</p> <p>第七条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。</p> <p>（国の任務）</p> <p>第八条 国は、<u>第六条第二項に規定するもののほか</u>、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、<u>次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。</u></p> <p>一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。</p>	<p>（新設）</p> <p>（設置者の任務）</p> <p>第六条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。</p> <p>（国の任務）</p> <p>第七条 国は、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、<u>左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。</u></p> <p>一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。</p>

二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。

三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。

三 前各号に掲げるものの外、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。